

<3 水害は防げる>

3-2 鬼怒川水害における司法の問題(裁判官の理解不能な考え)

3-2-1 水害は現実の世界で起きていることが分からない裁判官(3)

【架空の世界】の安全度で【現実の世界】の堤防工事の順番を決めることが合理的な訳がない。

3. 裁判所の判決文の内容(関係する部分の抜粋)

以下に高裁判決後の判決文の内容の抜粋を示します。**【架空の世界】**スライドダウン堤防高からの治水安全度の評価で作成された改修計画が不合理ではないと言い切っております。**世紀の誤審です。**

<東京高裁判決の関連する判決文の抜粋>

治水経済調査マニュアル(案)は、…「**河川事業の評価手法に関する研究会**」による検討の結果を踏まえて作成されたものであるが、…**上記研究会は工学や河川堤防の決壊のメカニズムとその対策を含む学識経験者等によって構成**されている。

治水経済調査マニュアル(案)に記載された**スライドダウン堤防高を前提として算出した最小流下能力に基づく治水安全度評価は、堤防の高さだけでなく、堤防の質も含めた機能**を評価するというものであり、…堤防の漏水等を考慮し、スライドダウン堤防高を前提として…治水安全度を評価することは、十分な合理性を有しているものと認めるのが相当である。したがって、**上記のような方法で治水安全度を評価したことをもって、鬼怒川に係る本件改修計画が格別不合理であると認めることは出来ない。**…上三坂地区で本件決壊が発生したのは左岸21.0km地点付近であったところ、同地よりも**下流に治水安全度が同程度の箇所が複数存在していた**のであり、**下流原則に則ると上三坂地区をより下流の箇所に優先する必然性は無く**、実際、基本的に下流の**治水安全度の低い箇所が多く整備**されていた。

4. まとめ

【架空の世界】スライドダウン堤防高に基づく治水安全度で整備するなら、この世に存在しないスライドダウン堤防を整備が出来るなら【架空の世界】改修計画を作成し整備してください。まさに合理的です。水害を防ぐ為、現実の堤防を整備するなら、現実の堤防高に基づく治水安全度で整備するのが常識です。水害が発生するのは、現実の堤防からです。架空の世界のスライドダウン堤防から水害は発生しません。間違った考え、間違った整備計画で尊い16名の人命を奪ったことが、不合理でない【世紀の誤審】。

全く論理的にも間違っている、加えて下方に記載の内容を見ても、判決は理屈にあいません。

※ 治水経済評価マニュアル(案)は費用対効果算出を目的としたもので、実施の改修計画に用いるものではありません。スライドダウンも計算方法も現実離れた、費用対効果をMAX以上にするためのもので、大きな問題があります。**別の所で説明。**

※ 高裁判決後、国交省(本庁)に改修計画の順番を確認した方が居て、その時の回答は。

① 質問【堤防整備の優先順序を定めたものはあるか】

回答『優先順位はないんですけども、一般的には、河川の整備は上流下流とか左右岸の整備バランスとか、後背地の人口・資産の状況を見ながら、どこから整備すべきかを河川ごとに検討します。全国統一の基準はありません』

② 質問【スライドダウンする特段の理由はあるか】

回答『堤防が横断方向に厚さが足りない場合には、所定の機能を有していないというふうと考えられるため。(過去の決壊事例を検証したわけでもなく、単に便宜的にそう考えているだけ)』

③ 質問【費用便益を計算するマニュアル案(治水経済調査マニュアル(案))が河川の整備計画を立てることに使われることはあるのか】

回答『あくまでも、ある事業をやるかやらないか、それによって、どれだけの被害が低減できるかを示したものです。どこからどの順番で(工事)やるというものではない。』『**堤防の改修の手順とはまったく無関係です。(と断言した)』**

詳細はホームページ、<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/87889> まさのあつこ氏が書いた【連載】川から考える日本 23 を参照ねがいます。

司法(裁判官)の考え、判決内容に納得できますか? 鬼怒川大水害は16名の尊い命を失ってます。

みなさん、国政の問題に声を上げてください。情報を拡散してください。